

論 文

エンパワーメントと女性の教育・学習

—国の婦人教育施策の系譜からみる—

しづま
志熊 あつこ
敦子

<キーワード>

男女共同参画審議会 女性のエンパワーメント 主体形成 婦人教育 婦人団体
婦人教育施策 婦人教育施設 婦人学級 国立婦人教育会館 占領政策

<要 旨>

「男女共同参画ビジョン-21世紀への新たな価値の創造-」男女共同参画審議会答申（1996年7月30日）では、男女共同参画社会の実現に向けて、個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること（女性のエンパワーメント）をめざさなければならないと指摘されている。このことは婦人教育（成人女性の自発的な意志に基づく教育、学習）の目標であり、原点でもある。

本稿では1945年から今日までの婦人教育施策の系譜を辿り、エンパワーメントのための教育・学習の視点と合わせ、女性の主体形成の教育・学習活動に果たした国の婦人教育施策の意義と課題について述べることを目的とする。そのためⅠ「女性の教育・学習の意義」では、婦人教育によって女性が自らの主体性形成のために生涯学習を顕在化させたことを確認し、Ⅱ「国の婦人教育施策からみる課題の変遷」では半世紀にわたる国の婦人教育施策を時系列に4期に区分して概括し、婦人教育の課題の変遷の特徴を明らかにした。「婦人に対して社会性を啓蒙する」ことを目的とし「近代化への脱皮」の婦人教育が志向された第1期（1945～1960）、高度経済成長期の社会・経済の変動に対処し、自ら考え学ぶ婦人を目的とした第2期（1960～1975）、国際婦人年を契機とし、女性問題学習を自ら学び行動する女性をめざした第3期（1975～1990）、男女共同参画社会の実現に向かう第4期（1990～）に区分することができる。さらにⅢ「画期となった3つの婦人教育施策」では、それぞれの時期区分の中で重点となる施策を取り上げ、「占領政策と婦人教育施策」（第1期）、「婦人学級の研究・普及」（第2期）、「国立婦人教育会館の創設」（第3期）の経緯、内容、課題を明らかにした。

はじめに

「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造-」男女共同参画審議会答申（1996年7月30日）は、男女共同参画社会の実現に向けて、個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になること（女性のエンパワーメント）を目指さねばならない。と指摘した。

いま、国連の第4回世界女性会議（1995年北京）を経て国際的にも女性の問題を顕在化し、あらゆる分野で女性の存在が主流（Main-stream）になることによって男女の均衡がとれた活力ある社会が形成されることの重要性が指摘されている。

個々の女性が自ら意識と能力を高め、力を持った存在になることを目指すことは婦人教育（成人女性の自発的な

意思に基づく教育・学習）の目標であり、原点でもある。

本稿では1945年以来、今日まで半世紀にわたる国の婦人教育施策の系譜を辿り、エンパワーメントのための教育・学習と視点を重ねあわせ、女性の主体形成の教育・学習活動に果たした国の婦人教育施策の意義と課題について述べることとする。

そのため、Ⅰ「女性の教育・学習の意義」を生涯学習との関連で述べ、Ⅱ「国の婦人教育施策からみる課題の変遷」について半世紀にわたる国の婦人教育施策を時系列に4期に区分して概括し、婦人教育の課題の特徴をみるとした。Ⅲ「画期となった3つの婦人教育施策」では半世紀にわたる国の婦人教育施策のすべてに及ぶことは困難であるので特に「占領政策と婦人教育施策」「婦人学級の研究・普及」「国立婦人教育会館の創設」の三施策を重点的

にとりあげた。

今後の施策上の課題については、婦人教育行政は「女性のエンパワーメントのための学習」の機会をつくり充実させる役割を果たしているかどうか、婦人教育施策の原点と系譜を認識し発展的な施策が推進されること。また、その過程で常に、女性の自発的な意思に基づく学習環境の条件整備を行う社会教育行政の意義と役割を認識し、女性の未来を展望し「新たな価値」を創造する婦人教育施策であるよう期待したい。

I 女性の教育・学習の意義

1. 生涯学習と女性の教育・学習

人々は常に社会変動の影響を受け生き続けてきた。今世紀の初頭以来、加速度的な社会変動は、人々がかつて経験することがなかった激動の諸状況を生み、それに対応するためには生涯にわたって当面する課題について「主体的に学習する」ことによってのみ生存することができる。とまで指摘されるようになった。

周知のことであるが、今日、生涯学習振興の契機となつたのは 1965年に生涯教育— Lifelong Integrated Education —を提唱したポール・ラングラン の所論である。このなかで人間の生存をゆるがす社会的要素の一つに「生活様式と人間関係における危機」をあげ「女性」について、次のように述べている。

「人はいくつになつたら大人になるのか。女性が若さを失うのはいくつか。半世紀前までは、女性にとって、3、40歳までの女性は高齢期の入り口にいた。今日では、その年齢の女性は円熟期だと主張し始めている。(中略) 一、二世代前の女性のイメージと、われわれの時代の女性のイメージとは、非常に鋭く相違している。現在の女性像は、性の問題、愛情関係、社会的専門職業人、新しい主張や自問などによって形づくられているが、この新しい女性像の混乱の中において、女性はいかにしたら真の自己を発見することに成功できるであろうか。女性にとって、男性が女性に要求する女性のイメージと、自分自身を同一化することが非常に困難になつてきた¹⁾。」

この女性に関する十数年前の指摘は、年を追つて現実的になっていることを注目しておきたい。変動社会と関わり、女性にとって生涯学習が重要な意義を持ち、婦人教育によって女性が自らの主体形成のために生涯学習を顕在化させた 半世紀の道程をあらためて認識していきたい。

2. 新たな女性像に向かって

多くの日本の女性は、長い間変わることのない伝統社会の家族と家族労働のなかで生き続け、その役割を果たしてきた。今世紀に入っても、その女性像が大きく変わる必要も動機もなく、いわゆる「性別役割の固定化」によって、

女性は家庭生活をしない、男性は社会生活をなす生活を営んできた。

このような人々の生活は、女性像を画一化、基準化した。多くの女性はそれを肯定し周囲の人々もそれを望ましいものとした。また産業化の進行は男性の生き方を多様化したが新たな専業主婦層の形成によって女性には多様な生きかたを選択する余地は殆どなかったのである。このことは学校教育制度においても女子の教育機会が男性と均等でない状況にあったことも重要な要因になった。

1945年の終戦による社会体制の変化は、個人、家族、社会にとって激動の年月の起点になった。戦時中に男性労働の代替労働力として女性の社会進出がはじまりその延長線上で女性たちは混乱と貧困から家庭生活と子どもの生活をまもる行動を展開した。また一方では新たに婦人参政権、教育の機会均等、民法の改正等が実現し民主社会を形成する一員としての役割を担うこととなったのである。

戦後20年を経て、1965年代の高度経済成長の実現は人々の生活を画期的に変えた。この期に女性の投票率と高校進学率が男性と同様に70%になった。以来、女性の学校教育の機会拡大とともに社会進出が進み、有配偶女性の就業人口は1985年から専業主婦を上回るようになった。女性の生き方の多様化が始まったのである。

このような社会変動は1975年の国際婦人年が契機となり、女性問題解決のための諸活動とも連動し国際的な規模で新たな展開となった。特に、女性問題解決のための意識改革と多様な選択が可能になるために果たす教育・学習の役割は重要であり、学校教育においても家庭科教育における男女同一の教育課程の実現をはじめ、男女平等教育の推進や高等教育機関の進学の機会拡大が図られるようになった。また成人女性自身がいっそう主体的に課題を認識し活動する動機となった。この経緯をとおしていま、個々の女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもつ(エンパワーメント)女性像が鮮明になってきたのである。

II 国の婦人教育施策と課題の変遷

1. 婦人教育と婦人教育施策

成人女性の自発的な意思に基づく教育・学習活動を「婦人教育」と概念することを冒頭に掲げた。

婦人教育と婦人教育施策の関係は、婦人教育を推進するための環境整備を行うことが婦人教育行政の役割であり、社会教育施策上は対象別、婦人を対象とする成人教育として認識してきた。

「婦人教育」という語は「婦人を教育する」という意味合いを持ち「成人女性の自発的な意思に基づく学習活動」として概念することとは矛盾する。という研究者等の意見

に加えて1975年の国際婦人年以来、女性問題解決の視点から「婦人」を「女性」に言い換えることによって、女性に関する社会的な意識変革を行うという動きが強まっている。

現在その過程にあって、婦人と女性の語の使いわけは必ずしも明確ではないが社会的な状況としては「女性」に言い換えられ、多用されていく傾向にある。現状では婦人教育について安易に「女性教育」と言い換え、かえってその意味内容を不明にしている地方行政機関もある。

本稿では、婦人教育施策に関しては、敢えて「婦人教育」の用語を使いその歴史的経過を重視する。行政用語としての婦人教育、既存資料の引用、参考資料に使われている「婦人」は「女性」に言い換えないこととした。

婦人教育等の名称の変更については今後の経緯と結果にまつこととした。

2. 婦人教育の課題の変遷

1945年の終戦により、婦人は民主社会の構成員として参政権を得た。社会の新たな展望は、婦人の自覚ある参政権の行使にかかっていた。ここに「婦人に対して社会性を啓蒙する」ことを目的として社会教育行政に婦人教育の分野が特定され、婦人教育施策の起点となった。当時、文部省は婦人教育は「遅れた婦人に対する教育」であるとし、その施策を主として婦人団体の育成におき、その教育目標が達成されれば婦人教育の機能は消滅し成人教育として教育の形態が整うことを目標とした²⁾。

この期は、多くの女性を前近代的状況から「近代化への脱皮」する教育活動として婦人教育がその役割を担った。

しかし「教育の受け手であった婦人たち」は参政権の啓発を動機として自らが学び続けるエネルギーを身につけ、やがて1955年前後に発生した婦入学級の小集団学習の経験をとおして「自ら考え学ぶ婦人」として自発的な学習活動を全国的に展開した。

さらに、1955年～1965年にかけて高度経済成長期に多発した社会・生活課題が婦人の学習活動と結び、家族変動と家庭教育、消費者教育、ボランティア学習、公害環境学習等、婦人教育の課題は多様化し、そのため、既存の婦人団体のほか、新たな婦人団体、グループが結成され、学習と実践活動が広がり「婦人の学習時代」といわれる展開を迎えたのである。

この期の婦人教育は、当時、「近代化への脱皮」に対し「現代化への対処」として婦人教育の二つの潮流と位置づけられた。

1975年の国際婦人年は平等・発展・平和を目標とし行動計画は全世界に波及した。

女性問題の解決は、婦人教育にとって1945年以来の「近代化への脱皮」の課題が再現したこととなる。国内行動計

画は家庭教育、学校教育、社会教育の各分野にわたる方策を提示した。このことを 時系列の課題としてみると「国際化への対応」が強烈なインパクトとなり以来、今日にいたるまで国際的、国内的な規模で女性政策が総合的、体系的に推進されるための諸施策が講じられるようになった。

さらに1995年の第4回世界女性会議をとおして「男女共同参画社会」の実現に向けて「女性のエンパワーメント」のための教育・学習が重要な婦人教育施策になった。

以上の婦人教育の課題の変遷の特徴をみるために、1945年から今日まで時系列に15年毎に4期に区分してみた。

第1期 1945年～1960年

近代化への脱皮－婦人に対する教育

第2期 1960年～1975年

社会・経済の変動に対処－自ら考え学ぶ婦人－

第3期 1975年～1990年

国際婦人年と女性問題学習－自ら学び行動する女性

第4期 1990年～

男女共同参画社会の実現にむけて－女性のエンパワーメントのための教育・学習

婦人教育の課題は、半世紀の間に、時系列に垂直的に推移したのではなく各期の課題を内包しつつ循環しつつ今日に及んでいる。各期ごとの横断的な視点を避けながら、その動向を概括すると、① 婦人に対する社会性の啓蒙から女性のエンパワーメントのための教育・学習へ ② 母性の涵養から両親の家庭教育へ ③ 家事・家族労働から雇用労働のための知識・技術の修得へ ④ 国内問題から国際・地球レベルへの貢献へと、その領域が加速度的に広がった。

その過程で常に女性は、社会変動にいち早く対応し自ら主体的に学習活動を顕在化した。半世紀にわたる婦人教育の課題の変遷は「女性像の変遷」でもあったのである。

III 画期となった3つの婦人教育施策

半世紀にわたる国の婦人教育施策について、その系譜を辿り、画期となった3つの施策 ① 占領政策と婦人教育 ② 婦入学級の研究・普及 ③ 国立婦人教育会館の創設について述べることとする。

1. 占領政策と婦人教育施策

第1期（1945～1960）婦人に対する教育－近代化への脱皮－の婦人教育施策は占領政策と占領政策後という極めて対照的な社会状況によって劇的ともいえる展開がおこなわれた。

軍国主義の復活を懸念する総司令部は、占領政策として戦前の旧婦人団体組織の台頭を厳しく監視すると同時に婦人参政権をはじめとして民主社会を担う婦人の社会性の啓発を行うという二元的なものであった。

(1) 婦人教育施策 5年間の空白期

婦人教育施策に関して文部省は当時の状況を「婦人教育10年のあゆみ－教育行政の成果と反省－」としてまとめている。

「1945年8月終戦後、文部省に社会教育局が復活し、いち早く婦人教育施策の方針がたてられた。「婦人解放が実現し、近く参政権も賦与されるのであるから、なによりもまず、婦人がその意義を理解し、新しい決意のもとにその責任を果たすことができるような能力を培うことが急務であること。」このため、① 婦人に対する公民教育の徹底 ② 新しいリーダーの養成 ③ 自主的な婦人組織の育成 の3点にしばられ、婦人教養施設の育成強化に関する件1945年10月31日都道府県に通知、婦人教育刷新協議会に関する件1945年12月4日都道府県に委嘱、1946年には第1回総選挙後4月23日に民間の代表的な婦人指導者30名（市川房枝、奥むめお、ガントレット恒子、加藤シズエ、久布白落美、羽仁説子、宮本百合子、山高しげり、山本杉、等）による第1回婦人教育研究会を開催し「婦人団体のつくり方育て方（案）」を提案し、今後の婦人教育施策のありかたについて非公式の諮問機関とする等の諸方策が実施された³⁾。」

「しかし、間もなく占領軍の政策が社会教育の細部に及んでくるにつれ、婦人教育について、学習形態である「母親学級」は戦前（国民思想確立に関する文教措置要綱1943年12月）から引き続けられているという認識をもったこと、婦人だけ差別して対象とすることは非民主的であり教育の原理に反する。という理由に加えて総司令部内部の婦人課長ウイードと成人教育課長のネルソンとの意見の食い違いもからんで婦人教育方策は一切中止を勧告され、文部省の婦人教育施策は1946年から1951年まで、占領政策下に5年間の空白期となつた³⁾。」

「日本の婦人解放は画期的なことで、婦人自身の自覚が民主社会を形成する重要なことであり婦人を対象とした調査、集会、資料作成の必要」を主張したウイードの希望は文部省ではなく、間もなく創設された労働省婦人少年局によって実現した。」

「一方、地方の現状は中央と逆現象になっており、地方軍政部（のち民事部）は、各都道府県毎に婦人の担当官を置き都道府県教育委員会社会教育主事等と連携して県内をジープで駆け、婦人参政権の啓発や民主団体のすすめ方等をテーマに積極的に婦人教育活動を奨励した。その結果、地域婦人団体の組織化もすすみ、婦人教育活動は年をおつ

て活況を呈していった³⁾。」

占領政策下に民主社会の形成を目指す婦人に対する婦人参政権への啓発活動を始めた婦人教育施策が男女平等の原則に反し非民主的であるという見解のもとに中止を勧告されたが、間もなく婦人行政を専管する組織として労働省に婦人少年局が創設されたのである。

このことに関連して、総司令部の返還文書による研究が行われ、この間の事情が検証されていることが注目される⁴⁾。 「占領政策と婦人教育－女性情報担当官 E. ウィードがめざしたものと軌跡－」上村千賀子によると、E. ウィードは政策立案・実施に当たって、アメリカの女性史研究の草分けである M. ピアードに助言を求め、その影響をうけており 1930年～40年代のアメリカの女性解放運動の遺産が日本における総司令部の女性政策に反映された。E. ウィードの民主的な婦人団体育成のための情報プランは、文部省の婦人教育施策として採用されなかったが、地方軍政部・民事部が地方教育委員会・地方婦人少年室をとおして各地で婦人団体の民主化のための学習が行われ婦人教育の原点になった。と指摘している。

また「占領初期（1945年～1947年）の婦人政策にみる女性の役割」をまとめた山崎紫子は、GHQ 関係の原資料により労働省婦人少年局設置にみる占領軍内部の路線の対立について検証し、GHQ のマッカーサーはじめ上層部は婦人のブロックを形成したり、フェミニスト運動を助長することを忌避した。彼等は、1946年に日本の婦人指導者とウイードが婦人問題の「独立省」設置の提案したことに圧力をかけ、労働省内の婦人局設置（1947年9月）に婦人たちの一一致した協力を組み込んでしまうことに成功した。と述べている。しかし、このことによって、婦人指導者たちは政策立案過程で初めて重要な役割を果たす機会をもつことができた。また占領軍の女性たちも婦人政策案に決定的な役割を演じ日本の婦人解放に貢献することができた。と評価している。

国の婦人教育施策は5年間の空白期となつたが地方では、軍政部（のち民政部）により積極的に婦人団体の組織化が推進され婦人教育活動は活発に展開された。しかし、注目すべき点は、都道府県間のコミュニケーションは一切なく、中央と地方、地方行政機関相互は、分断して占領政策がすすめられていたのである。当時、文部省の婦人教育担当官であった金子てい（初代 婦人教育課長）にとって、この時期は活発な地方婦人教育活動の実態と直接関わることなく、婦人教育に期待と展望をもちづけた長い苦渋に満ちた年月であった。

(2) 戦後初の婦人教育担当者研究協議会

国の婦人教育施策は5年間の空白期を経て、1951年9月サンフランシスコ講和会議の2週間後に文部省は、都道府

県婦および5大市の婦人教育担当者を集め、婦人教育研究協議会を福島県で開催した。戦後、初の婦人教育担当者の会合であった。

主要議題は「婦人教育の基本方針と当面する課題」であり、都道府県の担当者は、終戦による生活の窮乏、価値観の逆転、という状況から立ち上がった婦人たちのエネルギーの象徴となった婦人教育活動に関わり、この日初めて一堂に会したのであるから、余りにも多くの課題をかかえ、婦人教育の定義や位置づけを明確にしたいということと、日本の独立を目前に控え、新しい進路を掴みたいという焦りも見られ、時間的に実状をのべあうことが急で「みんな興奮していた」と追想されている。

各都道府県教育委員会からの提出協議題を次にあげるが、多くの課題に直面し、課題解決に向けて真摯な取り組みがされていること、また当時の婦人教育活動の実態を知るとともに今日なお、検討されるべき事項が含まれている。

- 1 社会教育体系における婦人教育分野の確立と具体的目標について
- 2 関係官庁、関係機関との連絡調整について
- 3 婦人教育担当者としての「専門的、技術的指導及び助言」の範囲、内容について
- 4 婦人教育の指導者養成に関する今後のあり方について
- 5 未組織婦人の教育振興について
- 6 婦人に対する今後の政治教育のあり方について
- 7 婦人団体の育成について
 - ・助言指導の限界の明確化及び指導者の持つべき技術について
 - ・指導者講習の今後のねらいについて
 - ・婦人団体の政治的活動に対する助言指導について
 - ・農山村におけるクラブ・グループの育成・発展策
 - ・都市段階の連合団体又は連絡協議会の運営について

敗戦による国の社会体制の変革によって、その衝撃が大きければ大きいだけに、多くの婦人たちは新たな社会を、模索しつつ形成しようとするエネルギーが婦人教育活動にむけていった。

この期を概観すると、婦人教育施策の立案過程で、女性のエンパワーメントという表現こそないが、関わる女性たちが社会的・政治的に力をつけ行動した人物像が垣間見えることもこの期の特徴といえよう。婦人教育施策は様々な障壁を乗り越え、人々の高い志に支えられ機能していたことを知るのである。

2. 婦人学級の研究・普及

占領政策後の婦人教育施策は、第1期の近代化への脱皮－婦人に対する教育－を引継ぎ具体的には民主的な婦人団

体の育成という占領政策を継続し、直ちに変化することはなかった。実態として婦人に対する社会性の啓発は容易ではなく、より多くの婦人に教育の機会を拡充すべき役割を担った。その方法手段として地域では婦人団体の組織化がすすめられ、地域婦人団体はその目的に「婦人の教養の向上」をあげ、社会教育団体としての性格を明らかにし、婦人教育活動を推進する中心的な役割を果たした。地域婦人団体数2万7,500、会員数716万人（1960年）の実態の中で、地方教育委員会は婦人教育施策を地域婦人団体に依拠し、地域婦人団体の育成を重点施策とした。

しかし、婦人の生活の多様化を背景として、婦人団体による学習の機会が一定の対象で留まるようになり、硬直化の現象がみえるようになり、次第に①学習の方法論として集会学習だけでよいのか。②施策論として地域婦人団体に依拠している施策でよいのか。③対象として婦人を包括的にとらえてよいのか。④農山村と都市の婦人への対応をどうするか。等の課題が浮上してきた。

このことは、婦人教育施策の目標が婦人の社会性の啓発という目的的なもののみでは完結しない様相を示し、第2期（1960～1975）社会・経済の変動に対処－自ら考え学ぶ婦人－に移行した。

（1）共同学習による「婦人学級」の研究

1955年前後から新たな学習形態として「婦人学級」の奨励・普及について全国・地区別婦人教育研究集会で提案され、「新しい婦人像」という言葉が盛んに使われ、「自ら考え学ぶ婦人」が目標となり、第2期の婦人教育施策は新たな局面をむかえた。

婦人学級は、名称そのものは新たに発生したものではない。1955年前後に文部省指定研究社会学級の一環として婦人を対象にした共同学習形態の学級を静岡県、山梨県で実施し、その研究成果が「婦人学級」としてまとめられ、全国各地で新たな学習形態として波及した。

「婦人たちは教育の場で自分たちのあり方を見渡したとき、憲法で保証された平等な地位は、実質的には実現していないことに気がつき、それは、婦人自身に政治意識や社会意識が育たず、依然として、昔ながらの地位に落ち込んでいる事実を認め「婦人の後進性」をとりのぞいて、男性と同等の有能な社会人になることに自然的な方向を見出してきた。ところが、婦人が自らの後進性にとりくんでいる時、実はそれは、すべての社会の後進性につながっているがっている問題であること。（中略）つまり、教えられ、与えられる教育ではなく、実生活の中から問題を引き出して勉強していく「自ら考え、実行する女性」であるべき、という方向を目指すようになってきた⁵⁾。」

*地道な勉強をしたい、座って聞くだけの勉強から、もっと自分自身で考えてみる勉強をしたい。身のまわりのこ

とをひとつずつでも解決し、そこから社会的な力に広げたい。という気持ちの現れは2年間の各地の集会ではっきりしていた。そうしたきざしが婦人学級の普及に拍車をかけ、既存の婦人学級のあり方をえていったことは当然の成り行きであった。

この共同学習形態の婦人学級は「承り学習から話合い学習へ」「自分の頭で考え自分の足で歩く」ともいわれ、抽象的で難解な言葉を避ける。学習の場には普段着で。司会、進行、記録等は学級生全員が分担する。等の具体的方法により婦人たちが学習をとおして力をつけることを重視した。

このような学習形態の実践的な研究は文部省内で必ずしも理解を得られたわけではない。占領政策で女性のブロック化が警戒、忌避されたように、婦人学級が婦人の視点を重視し共同学習による学習形態を施策化することに否定的な動きもあり、婦人学級の研究・普及に尽力した 塩ハマ子（2代 婦人教育課長）は、省内外の賛否の論議を受け、施策として定着するまでには、勇気と決断の連続だったと述懐している。

『婦人学級は、新しい時代のものの考え方を身につけて行動力をもつという女性の自立によって男女平等を実現しようとする方向をもつ学習である。しかし、人々の中にはそれを否定し婦人学級に消極的な人もいる。しかし、婦人教育行政を担当した者はその目標を避けることはできないのである。婦人教育施策に画期的な役割を果たした婦人学級の普及充実の方策にかかわった者として、この目標がついに婦人の学習の原点になることを期待しつづけている⁶⁾』

(2) 婦人学級の普及

婦人学級への関心の高まりを背景に1956年には文部省研究委嘱婦人学級が新規予算化された。さらに1960年には婦人教育予算は前年度の14倍と大幅に増額され、委嘱婦人学級も1,413学級となり、これを契機に研究から普及へと展開し、全国的に学級数約3万、学級生230万人（1960年）における実態となり、地方行政における婦人教育の主要な施策となった。

婦人学級は婦人団体とともに主要な婦人教育施策として巾広く婦人の学習人口を形成しのちに文部省社会教育局に婦人教育課が創設される根拠ともなった。

1956年に新規予算化いらい15年をへて、さらに市町村の事業として定着することが必要であり、1971年に市町村の補助事業に切り替え同時に「市町村が開設する婦人学級について」（1972年8月各都道府県教育委員会教育長あて社会教育局長通知）により市町村が開設する婦人学級の開設・運営に関して留意事項を明記し婦人学級のいっそうの普及を意図した。

この通知では、「婦人団体が自主的に婦人学級を開設す

ることは、非常に望ましいことであるので市町村教育委員会は、各種の婦人団体の求めに応じ、その自主性を尊重しつつ、その開設・運営について指導・助言すること」を明記し、婦人教育の学習形態としての婦人学級が婦人団体の組織と競合するものでないこと、婦人団体と婦人学級の関係により学習活動が巾広く普及されることを意図したものである。

また、全国的には、婦人学級の普及にともない教育委員会は、婦人学級開設終了後、これを契機として婦人自身の自主的な学習グループに切り替えることが望ましいとし、多くの学習グループが発足した。

急激な社会構造の変化を背景として「自ら考え学ぶ婦人」の学習は、婦人学級、学習グループにより多様な学習課題に取り組む機会を創り力をつけている。

3. 国立婦人教育会館の創設

第3期（1975～1990）の課題は、1975年の国際婦人年を契機としてあらためて女性問題学習の必要が顕在化した。第2期の「自ら考え学ぶ婦人」から第3期の「自ら学び行動する女性」への展開は、成人女性の広範な学習機会の実現にともない、その内実は「考え方」ことは、「博識女性」「学習のプロ」を生む状況に留まっているのではないか、という批判も生じたが、この期に「自ら学び行動する女性」の出現をみた。

なお、この期から一般的に「婦人」は「女性」に言い換える傾向が強まった。

一方、学校教育の機会は高等学校進学率は男女95%をこえる状況となったが、高等教育機関大学学部の進学率は女子13.7%（1985）は25年前（1960）の男子と同比率であり、以降、1996年は女子24.6%男子41.9%となっている。

個々の女性が力をつけることは学校教育の拡大に過度の依存することなく、女性が日常生活の中で自ら学びと行動によって力をつけることの意義を再認識したい。

1971年には「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」—社会教育審議会答申一がまとめられ、生涯教育の観点から社会教育全般にわたり施策の体系化を図る画期的な方向を提示した。婦人教育については、婦人の生活周期の変化に視点を置き、婦人の生涯の各時期における学習課題を明確にして施策をすすめることが指摘された。

(1) 社会教育施策と婦人教育施設

社会教育審議会の答申により文部省は、長期的展望のもとに社会教育行政の新課題や制度的改善に研究をすすめるとともに社会教育施設の整備促進、社会教育主事の養成確保等社会教育行政の充実に努力することとした。

このことを、婦人教育施策からみると、①生涯教育の觀

点から各時期の課題を明確にしたことにより「婦人」を「成人」として包括的に概念しないこと。②社会教育施策の体系的観点から社会教育施設整備に婦人教育施設の整備が欠落していること。③社会教育指導者の養成確保に関して婦人教育の専門指導者が明らかでないこと。の3点が浮上した。

・広域の婦人教育専門施設

婦人教育施策は、現に行われている婦人の教育・学習活動を促進援助する役割を担っていた。多くの女性にとって、日常の学習の場所は、地域の公民館や市民センター等であった。

しかし、急激な社会構造は女性の生活をも劇的に変えた。従前の施策である婦人団体の育成、婦人学級の普及、に加えて婦人教育の専門施設を整備することによって、より多くの婦人の教育・学習の機会をひろげること、学習要求の多様化に対応し婦人、家庭に関する専門的な調査研究と情報機能の充実を図る必要が生じた。

婦人教育施設の整備は未着手分野であり重要な懸案になっていたが、婦人教育施策の体系的整備の観点から新規の課題となった。地方教育委員会、関係婦人団体、婦人会館関係者等、各方面から専門施設の設置要望が加速し、1972年に「国立婦人教育会館（仮称）の設置について」協力者会議が発足し以来、7年間にわたる設置のための調査・研究を経て1977年11月に開館が実現した。

・「婦人会館」から「女性センター」へ

ここで婦人（女性）の施設について概観してみる。多くの施設は、設立当初は「婦人会館」等の名称で民間の婦人団体活動の拠点として設立されている、全国規模での日本最初の婦人会館は1915年（東京 Y.W.C.A.）であり、1936年には日本女子会館（当時、大日本聯合婦婦人会、大日本聯合女子青年団）が設立されている。戦後は婦選会館（婦人有権者同盟）主婦会館（主婦連合会）全国婦人会館（全国地域婦人団体連絡協議会）等が設立された。

地方では主として地域婦人団体の活動拠点とし都道府県毎に主として県庁所在地に設立されているが、1977年の国立婦人教育会館の創設により地方自治体が設置する「女性センター」が飛躍的に増設された。このことは、国際婦人年を契機にした女性行政の主要施策として取り上げられ「婦人会館」から「女性センター」へと施設づくりがすすみ、今日に至ってもその動向は続いている。

*現状では、全国的に婦人教育関係施設は224館（文部省「社会教育調査」1993年）であり、その沿革・機能・規模も多様である。

大野 曜は、女性の生涯学習を推進するために必要とする婦人教育専門施設の役割を ① 女性の生涯学習機関 ② 女性の社会参加活動の支援 ③ 性別役割分業意識のは

正—男女平等教育の推進 ④ 国際交流の推進 ⑤ 婦人教育情報サービス ⑥ 広域性とネットワークづくりの6事項をあげている⁷⁾。

女性のエンパワーメントの教育・学習ためには「施設」にどう関わるか、特に、個々の施設の機能、内容と施設相互のネットワークについて、また新しい課題に取り組むこととなる。

(2) 国立婦人教育会館の設置構想に想う

国立婦人教育会館は1977年に創立（初代館長、縫田暉子）、今秋20周年を迎える。これを記念して愛称が公募され「ヌエックーNWECC」-National Women's Education Centre-と呼ばれるようになった。

国立婦人教育会館は「婦人教育の振興を図るために、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行う機関とする。」（文部省組織令 第81条）に基づく、文部大臣所轄の施設等機関であり、政令で定める研究施設となっている。

開館以来、利用者はすでに200万人を越え、諸外国からも144か国3万6,000人が来館している。また、女性学の調査研究、婦人教育情報センターの開設、施設のボランティア活動等、先導的な事業を行い国内外で注目される存在になった。

いまここで、この会館の20年間の経緯をふりかえり「学習しようとする人は誰でも利用できる。」というキーワードのもとに構想された原点を想起してみる。

1 長期にわたる準備・調査研究を実施したこと

1971年に婦人会館調査研究協力者会議（議長 斎藤正）が発足、7年間の年月を経て開館に至った。婦人教育の新規施策として、前例のない施設を構想することは、自由闊達で創造豊かな論議を必要とした。その目的、機能、対象、事業内容、から 立地条件、施設の基本設計・実施設計に至るまで巾ひろく、具体的な意見を提示し、合意形成のため婦人教育団体・グループ、学識経験者等に広く公開、フィードバックに時間をかけて構想をとりまとめた。新たな施設の創設はそのプロセスが最重要になるからである。

2 自然環境に恵まれた敷地であること

成人女性は20代から高齢者までその範囲は広い、自然環境に恵まれるということは、峻険な野山を分け入るのではなく、都心から約1時間位の場所で高齢者も利用できる場所が望ましい。利用者の利便性だけを安易に指向しないこと。

特に、この構想に基づいて敷地が選択され決定したことは、当時の社会情勢からも希有のことであった。

3 施設の配置はオープンスペースであること

都心のビル型の施設ではなく、自然環境になじむ解放的な配置とすること。公民館等の日常利用されている学習の場所にたいして、非日常的な機能を重視すること。宿泊と共にし、出会い、交流が可能になる。大学のキャンパスの雰囲気を経験することも意味がある。

4 婦人教育専門施設として先導的機能を充実すること

既設の婦人会館等の機能を補完するとともに、調査研究、情報、国際交流等を先導的課題により実施し、婦人教育の専門施設として機能すること。

この構想が基本になって、結果として、大規模施設（敷地5万坪、建坪2万8,000坪）が実現したが、多くの女性たちとそれを理解し支えた男性たちの、長い時間とたゆみない行動の成果であり、女性たちのエンパワーメントの象徴といえよう。

20年間の活動をとおして、女性学に関する調査研究、婦人教育情報センターの創設、各種国際プログラムの展開等による活動が全国に波及し、婦人教育の専門施設としての役割が明確になった。

おわりに

冒頭に「エンパワーメントと女性の教育・学習」は婦人教育施策の目標であり、原点であると述べた。第4期目（1990年～）には、1995年の第4回世界女性会議が開催され、女性のエンパワーメントが重要なキーワードとなった。国内行動計画は「男女共同参画社会の実現にむけて」総合的施策の推進が図られ、女性のエンパワーメントのための教育・学習は、生涯学習の現代的課題として登場した。

かえりみると、当然のことながら、各期の課題は時系列に完結してはいない。半世紀の時空を越えて、今日の女性の学習の現状を子細にみれば明らかである。

価値観の多様化という名のもとに現在の女性像が見えにくくなっていることも一因である。しかし、女性たちのエンパワーメントへの活動は、新たなエネルギーとなって社会教育、学校教育をも連動して広範な活動となってきた。さらに、近代化への脱皮、社会・経済の変動への対処、国際化への対応の課題は、それぞれ今日の女性の生活や意識のなかに混在し、併存していることを認識しつつ、なおかつ、女性のエンパワーメントのための教育・学習の目標を持ち続けたい。そして 本稿をとおして、女性の主体形成に果たすべき婦人教育施策のありようが、いつそう実践的に展開され、新たなる価値が創造される契機になればと願うものである。

（元国立婦人教育会館長）

注

- 1)LENGRAND,Paul, 1965 An Introduction to Lifelong Education 波多野完治1971年仏文訳、1984年英文訳 全日本社会教育連合会 引用は仏文訳によった。
- 2) 社会教育の現状 1954 文部省社会教育局
- 3) 婦人教育資料1956 「婦人教育10年のあゆみ－教育行政の成果と反省－」文部省社会教育局編
- 4)・上村千賀子 1991 「占領政策と婦人教育－女性情報担当官 E. ウィードがめざしたものと軌跡－」（財）日本女子社会教育会
・山崎 紫子 1986 「占領初期（1946年～1947年）の婦人政策にみる女性の役割その1, 2
月刊「婦人展望」7, 8,
- 5) 婦人教育資料1961 「婦人教育15年のあゆみ－文部省行政事務の上からみて－」文部省社会教育局
- 6) 「自分史としての婦人教育 I 国の婦人教育行政にかかる」 1991 ドメス出版
- 7) 「女性の生涯学習」志熊敦子 編著－Ⅲ婦人教育施設における学習活動』1991 社会教育連合会

* 参考資料

- ・婦人教育資料－文部省指定研究社会学級の概況－1956文部省社会教育局
- ・婦人教育の現状 1955～1969文部省社会教育局
- ・婦人教育及び家庭教育に関する施策の現状 1972～1986文部省社会教育局
- ・婦人教育行政年表 1977 文部省社会教育局